

新国立公文書館展示基本計画

令和6年3月

内閣府特命担当大臣決定

目次

1	新たな展示の基本的な考え方	1
	(1) 経緯	1
	(2) 展示の目的	1
	① 公文書の意義・重要性を伝える	
	② 公文書を保存し、将来に残すことの意義・重要性（国立公文書館の役割を含む。）を伝える	
	③ 我が国の歴史や政策の成り立ちを伝える	
	(3) 展示の基本方針	3
	① こども・若者に分かりやすい展示	
	② 全ての来館者等に配慮した展示	
	③ 「関心」「理解」「学び」につながる展示	
	④ 視点の多様性等を備えた展示	
	(4) 展示の形態及び構成	5
	① 展示形態	
	② 展示構成	
	(5) 展示の資料及び手法	8
	① 展示資料	
	② 展示手法	
2	展示の施設	10
	(1) 展示施設の構成及び留意点	10
	(2) 各室の具体的構成	11
	① シンボル展示室	
	② 常設展示室	
	③ 企画展示室	
	④ 展示室以外のスペース	
	(参考1) シンボル展示室イメージ図	
	(参考2) 常設展示室鳥瞰イメージ図	
	(参考3) ゾーニング	

1 新たな展示の基本的な考え方

(1) 経緯

- ・公文書は、政策決定過程やそうした決定がなされた時代の変遷をたどるための歴史的事実の集積であり、民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、国民の主体的な利用に供されるべきものである（※）。平成 21 年には「公文書等の管理に関する法律」（平成 21 年法律第 66 号）が制定され、こうした公文書の意義が法律上位置づけられた。

（※）「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想」（平成 28 年 3 月国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議）1 頁

- ・国の歴史資料として重要な公文書等（以下「歴史公文書等」という。）を保存する国立公文書館は、時代を超えて、「国民共有の歴史的・文化的な資産」たる公文書等を保存し、現在及び将来の国民に伝えていく役割を担う存在であり、現在及び将来の国民への説明責任を果たし、我が国の過去・現在・未来を結ぶ、国民に開かれた存在として、必要な機能を備えることが求められる。
- ・とりわけ、展示機能は、国立公文書館を訪れた人が、歴史公文書等を通じて我が国の成り立ちや国家としてなされた意思決定の過程をたどり、我が国の歴史に対する関心や理解を深める機会を提供する必須の機能である。
- ・新たな国立公文書館における展示に関するこれまでの検討も踏まえ、内閣府において、「魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する検討会」（令和 3 年 7 月 16 日内閣府特命担当大臣決定により開催）を開催して新館の展示等の在り方について検討を行い、令和 6 年 2 月に「新国立公文書館展示基本構想」を取りまとめた。この基本構想を踏まえ、「新国立公文書館展示基本計画」を以下のとおり定める。

(2) 展示の目的

- ・新たな国立公文書館における展示は、国内外の多様な人々に、次の 3 点を伝えることを目的とする。

①公文書の意義・重要性を伝える

- ・公文書は民主主義の基盤を支え、国の適切な運営のために必要不可欠なものである。すなわち、国の政治・行政は記録や文書に基づいて適切に行われる必要があり、またこれらの活動が適正に検証され、評価されるためにも、公文書が作成・保存されていることが不可欠である。こうした公文書の重要性そのものに対する理解が深められる展示とすることが必要である。
- ・また、展示を通じて、我が国が記録や文書を残す取組をしていること及び国民への公開や利用を確保していることを国内外に示すことも必要である。

②公文書を保存し、将来に残すことの意義・重要性（国立公文書館の役割を含む。）を伝える

- ・公文書は国の活動や歴史的事実の記録であり、現在及び将来の国民への説明責任を果たすものである。公文書としての記録がなければ、国の取組が歴史に残らず、主張もできないこととなる。こうした公文書を保存し、将来に残すことの意義・重要性を伝える展示とすることが必要である。
- ・また、国立公文書館以外にも、様々な機関で公文書が保存・利用に供されていることや、アーキビストなどの専門職の役割を示すことにより、歴史的な資料を守ってきた先人たちを評価し、その努力を伝えることも必要である。
- ・こうした公文書館等の機関が、国民生活に深く関わる文書のみならず、我が国の時々の状態を示す統計、データ、映像、写真など、幅広い行政活動の記録を保存していることを示すことも重要である。

③我が国の歴史や政策の成り立ちを伝える

- ・新たな国立公文書館は、国の三権の機関に近い国会前庭という立地を踏まえ、国のかたちや国家の記憶を伝え、将来につなぐ「場」として機能することを目指すことが適当である。公文書は国民共有の歴史

的・文化的資産であり、新たな国立公文書館における展示は、我が国の歴史や成り立ち、国家としての意思決定の過程について理解を深められる内容とする必要がある。

- ・展示の内容としては、現在の国立公文書館における「日本のあゆみ」も参考に、我が国が近代国家としての歩みを進め、また政府により公文書管理の制度が整備され、記録が作成・保存された明治期以降を中心に検討するものとする。他方で、国立公文書館はその成り立ちから、江戸幕府の紅葉山文庫や昌平坂学問所等の書籍・記録類を始めとする内閣文庫の貴重な古書・古文書等を所蔵しており、こうした江戸時代以前の文書も用いて、長い歴史の中でどのように我が国が成り立ってきたかを示し、日本の国のかたちを示していくことも必要である。

(3) 展示の基本方針

- ・新たな展示は、次の基本方針に基づく内容とする。

① こども・若者に分かりやすい展示

- ・新たな国立公文書館が国会前庭に建設される立地を踏まえると、小学校6年生や中学生・高校生などの国会見学に併せて訪問されることが見込まれる。今後国立公文書館は、公文書を通じて歴史や国の仕組み等について学習することのできる施設として、こうしたこども・若者の認知を高めていくことが求められる。
- ・このため、展示も、基本的には大人向けの内容としつつも、こども・若者にも理解できる解説を付したり、体験型の展示を取り入れたり、またこれらの層を対象とした見学・学習ルートやプログラムを設けたりするなど、こども・若者が楽しむことのできる展示とすることが必要である。また、国立公文書館がどのような資料をどのようなプロセスで保存するのかなどを解説し、こども・若者が館の目的や役割について理解できるような展示とすることも重要である。
- ・国立公文書館を見学したこども・若者に、自分の住む地域の公文書館に興味・関心をもってもらえるような仕掛けを検討することも適当である。また、こども・若者を中心とする幅広い層に向けて積極的な情

報発信や広報を行い、新たな国立公文書館の展示を始めとする取組を広く周知し、来館や利用につなげていくことが必要である。

②全ての来館者等に配慮した展示

- ・障害者や国外からの来館者など、多様な来館者に配慮した展示の工夫が必要である。
- ・ハード・ソフトの両面からインクルーシブデザインへの配慮が必要である。障害のある来館者に対しては、例えば、音声等による解説や、車椅子に対応した高さや位置等の工夫が必要である。
- ・国外からの来館者に対しては、SNSによる情報発信等を通じ我が国の公文書館等への理解・関心を高めるとともに、個人携帯端末等を活用した、英語を始めとする多言語に対応した展示解説も検討する必要がある。
- ・さらに、実際に来館する方のみならず、オンラインによる展示の観覧を希望する方に対しても、デジタル技術の活用などにより機会を提供していくことが重要である。

③「関心」「理解」「学び」につながる展示

- ・展示観覧のための来館者は、必ずしも公文書の閲覧や学習といった明確な目的をもつものだけではないところ、公文書や公文書館について十分知らない来館者に対しても、公文書に触れる感動や面白さなどを感じてもらい、さらにはそれが我が国の歴史や政策の成り立ち等への関心や理解、学びへとつながる展示とすることが必要である。
- ・そのためには、文書の展示に加えて、映像・写真資料や関連物品、模型の展示、またデジタル技術等を用いた多角的な展示を行うことにより、来館者の興味・関心を引き、理解の広さ、深さにつなげる必要がある。
- ・また、展示の観覧や学習プログラムの体験の中で歴史公文書等の検索を体験することなどにより、展示を入口として、歴史公文書等の検索

や利活用へとつなげることも重要である。そして、なぜこうした資料があるのかといった興味・関心を持ち、国や地方の政治、行政や歴史の学習へと導くきっかけとするような取組も必要である。

- ・こうした取組に当たっては、公文書や公文書館の存在や意義等を学び、自ら資料にアクセスしていく力をつけてもらえる取組とすることが重要である。
- ・さらに、体験型の展示を取り入れたり、日時を設定して解説員による解説会を行ったりするなど、記憶に残るような展示とする工夫も必要である。なお、新たな国立公文書館の展示への来館は、国民との貴重な接点であることから、来館を記念するような取組等を検討することも考えられる。

④視点の多様性等を備えた展示

- ・諸外国の展示の取組にもならい、少数者の視点をも尊重した、「多様性」、「包摂性」、「公正性」の観点を備えた展示を検討する。
- ・あわせて、公文書には「記録」の側面に加えて、コミュニティーや個人の歴史観など感情・情動に影響を与える「記憶」の側面があることも踏まえて、どのような展示が適切であるのかについても検討する。

(4) 展示の形態及び構成

①展示形態

- ・展示の形態は、ア) シンボル展示、イ) 常設展示及びウ) 企画展示とする。
- ・これらの各展示の内容・性質も踏まえて、各展示室やゾーンごとに、様々な展示手法を用いて特徴ある展示空間をつくることを検討する。

②展示構成

- ・展示形態ごとの具体的な展示の構成は次のとおりとする。

ア) シンボル展示

- ・ 国立公文書館の所蔵資料を代表するもので、我が国の歩みを伝える上で時代やその転換を象徴する公文書の展示を行う。
- ・ 具体的には、我が国の最高法規であり、戦後の民主主義の基礎となっている日本国憲法を展示するとともに、その前史となる時代において、近代国家として出発した我が国のすがたを規定した大日本帝国憲法を展示することを基本とする。その際、その制定に至る過程を多角的に示すとともに、時代、社会状況などの背景も伝えることができるような展示を検討する。

イ) 常設展示

- ・ 公文書やそれを保存し将来に残す意義・重要性を伝える展示を行う。
- ・ 具体的には、公文書を作成・保存するためのルールである公文書管理の制度や仕組み、歴史的記録を残していく公文書館の役割や位置付け、業務などを示すものとする。
- ・ 加えて、国立公文書館以外にも、国の機関が設置する公文書館や地方公共団体が設置する公文書館など、公文書を保存し、利用に供している様々な機関が存在することや、アーキビストなどの専門職の役割を伝える展示を行う。
- ・ また、我が国の歴史や政策の成り立ちを伝えることを目的とした展示を行う。
- ・ 具体的には、前近代から現代に至る我が国の歩みに関する展示を行う。この時系列の展示においては、現在の基本展示「日本のあゆみ」も参考に、我が国が近代国家として歩んだ明治期以降を中心とする展示を行いつつ、その前史として、前近代についても内閣文庫の資料等の展示を行うことを検討する。

- ・加えて、例えば国民生活、経済、産業、交通、教育、人権、外交などのテーマの中から特定のトピックを取り上げた展示も行う。例えば、我が国の歴史を伝える展示においては、過去の戦争、植民地支配、そして我が国が第二次世界大戦後に国際社会への復帰を果たす過程で近隣諸国との対話や和解に取り組んできたことをトピックとして取り上げることも考えられる。
- ・さらに、国の活動や政策決定、公文書の保存・利用に関する理解につなげる体験型の展示を取り入れる。

ウ) 企画展示

- ・多様な切り口から我が国の歴史・文化等を伝えることを目的として、時々のテーマを取り上げた展示を行う。
- ・展示の企画に当たっては、時代を捉えたテーマ設定や、来館者の興味を引くような「人」に焦点を当て、「ストーリー」を工夫するなどした企画の検討にも取り組むことにより、関心をもって定期的に訪れてもらえるような展示内容とすることが必要である。
- ・また、年齢層別などによるターゲットに特化した企画に取り組むとともに、企画内容に合わせた学習機会の提供を図る。特に、小中学生や高校生などが来館しやすい時期には、これらの層の興味・関心に応じて展示の内容や手法を工夫することも適当である。
- ・その際、他の施設からの借用資料や複製物等と組み合わせた展示とすることや、社会的・文化的な背景も含めた解説を行うこと、また、公文書以外の個人、企業・団体などが保有する資料等も広く取り込んだ形で理解できるような工夫をすることにより、分かりやすく伝えることが重要である。
- ・なお、歴史は、現代まで残された記録によってのみしか理解することはできず、その記録もそれぞれ作成した者の立場が反映されたものであるといった、「記録」や「文書」の意味を理解できるような展示とすることも必要である。

(5) 展示の資料及び手法

① 展示資料

- ・ 国立公文書館が所蔵している資料に加え、他機関の所蔵資料の借用資料や複製物等も活用するものとする。また、文書に限らず、デジタル資料、映像、写真、物品などの資料も活用した展示とする。
- ・ 決定した文書だけではなく、それに至る意思決定過程の資料等も併せて示すことが重要である。また、個々の資料については、どのような経緯を経て保有されているかの来歴を示すことも重要である。
- ・ 我が国の歴史や政策の成り立ちの展示に当たっては、来館者の興味・関心を引けるよう、教科書の記述と併せてその根拠となる公文書を展示したり、「問」を提示しその「答」を探索できるような展示を行うことも検討する。

② 展示手法

- ・ 文字説明、映像解説、音声解説、デジタルコンテンツ、ハンズオン展示、関連物品、模型などにより、公文書を多角的に展示、解説する。また主要な展示には、ツアーガイドや音声解説を付けることを検討する。なお、こうした展示手法は、どのような展示資料をどのような目的で展示するのかにより選択すべきものであることに留意が必要である。
- ・ ケース展示、露出展示、デジタル展示等の選択も、資料の特性や展示のコンセプトを踏まえて行う。また、我が国の活動や政策決定、公文書の保存・利用に関する理解を深めることにつながるような体験型の展示も取り入れる。
- ・ 来館者が個人携帯端末等で多様な情報にアクセスすることができる仕組みや、クイズなどを含めた音声ガイドアプリケーションなども用意した、来館者自身が主体的に関心を高める仕組みも必要である。
- ・ デジタル技術については、例えば、i) デジタル化したコンテンツを

閲覧する展示ツール、ii) 展示資料等の補足説明をする付随的ツール、iii) 興味をもった情報を深掘りし、理解を深めるインタラクティブなツール、iv) VR技術などを疑似体験できるツールとして、多様な活用が考えられる。観覧者が展示の中でデジタル技術を活用して検索・閲覧できるようにすることは、デジタルアーカイブの利用や充実にもつながるものと考えられる。

- さらには、館内の展示の充実のみならず、デジタル技術の活用により、地方在住などで実際に国立公文書館を訪れることが難しい人に対しても、オンラインによりバーチャルな空間で展示を観覧する機会を提供するような取組も考えられる。
- こうしたデジタル技術は、公文書の重要性や内容をより広く、深く伝えるための手段として積極的に活用していくことが適当である。特に、新たな国立公文書館の開館までに一定の期間が必要であることを踏まえれば、我が国のDXが前進し、さらに新しい技術を取り入れた展示を行える可能性もあるため、こうしたビジョンも念頭に置いた、発展性、柔軟性のある展示を検討することが必要である。
- 他方で、デジタル技術は目的ではなく手段であり、展示ツールとしてふさわしい適切なものを利用することが必要である。デジタル機器に過度に頼り過ぎるのではなく、展示のストーリーに即した形で原本・模型とデジタル素材を組み合わせたり、アナログ展示を充実させつつ、深掘りや多言語対応のためにデジタル機器を活用したりすることも検討することが適当である。
- デジタル技術は日進月歩で、陳腐化も早く、維持・更新の負担が大きくなる可能性もあるため、最新のものを取り入れつつも、汎用性の高いものを活用していくことが適当である。

2 展示の施設

(1) 展示施設の構成及び留意点

- ・展示施設は、シンボル展示室、常設展示室、企画展示室で構成する。また、展示室以外のスペース（来館者用スペース、体験支援室）も活用する。
- ・展示の情報量は重要であるが、他方で、海外の国立公文書館のように、展示密度を抑え、スペースを大胆に使うことも考えられる。
- ・展示密度が高く情報量が多くなると、来館者の観覧疲れにつながる可能性もある。ゆとりを持たせた展示空間にするとともに、時間をかけて休みながら展示を観ることもできるよう、休憩スペースも用意する。
- ・展示室内の中央部分などに展示の概要を示し、そこから興味のあるゾーンに向かうことのできる動線も検討することが適当である。他方で、じっくりと資料を観られる展示も重要であり、来館者の意向に応じて見学できる複数のコースを設けることも検討する。
- ・時間の経過による陳腐化は避けられないため、常設展示を含め一定の期間が経過したら更新が必要になるという前提に立ち、柔軟な利用ができる空間設計とする必要がある。
- ・また、来館者の観覧後の感想を把握するための仕組み（個人携帯端末やタッチパネルによるアンケート等）を備えるなどにより、後の展示の企画等に活用していくことも検討する。
- ・来館者が国立公文書館と憲政記念館を一つの施設として認識する可能性や、同時に訪問する可能性があることにも留意し、憲政記念館の見学と一体となった見学コースの検討や、保有資料の貸し借りにおける連携などにより、全体として魅力的な展示とする必要がある。その際、国立公文書館と憲政記念館及び国会議事堂等の間における来館者の回遊性を高めるような見学コースを検討することなども必要である。
- ・他方で、今後増えると思われる小中高生等の来館者に対しては、立法と

行政を区別し、それぞれの役割を認識する機会にもなることに留意し、三権の役割の違いも踏まえた公文書の展示とすることが必要である。

- ・また、国の三権の機関に近い国会前庭という立地であることに留意し、行政府や立法府、司法府などの関係者に対しても広く公文書の作成・保存の意義を理解してもらえる展示とすることが適当である。
- ・なお、展示施設の具体的な検討を行うに当たり、各展示室の環境等については、セキュリティや照度・温湿度の管理等の面で、重要な公文書等の原本を展示するための国際的水準を満たす必要がある。

(2) 各室の具体的構成

①シンボル展示室

- ・新たな国立公文書館と憲政記念館の境目に位置し、また地下1階への階段を下りた際に最初に目に入る一室を、シンボル展示室とする。
- ・静謐な雰囲気、照度は低くすることで、日本国憲法等を保存する厳粛さに加え、国立公文書館らしさを示した、印象に残るしつらえとする。なお、保存の観点から、原本は期間を限定して展示することとする。
- ・日本国憲法等の展示においては、個別の条文を見られるようにするなど、観覧者の印象に残る展示手法を検討する。

②常設展示室

- ・階段から近い、動線が連続する二室を常設展示室とする。常設展示室は、i) 展示室冒頭で、公文書やそれを保存し将来に残すことの意義・重要性を伝える「プロローグ展示」、ii) 我が国の歴史や政策の成り立ちを時系列で伝える「基本展示」、iii) テーマごとの展示を行う「テーマ別展示」、及びiv) 国の活動や意思決定の過程等を体験できる「体験型展示」で構成する。
- ・常設展示室入口などにおいて、展示の概要を示し、どこで何が展示さ

れているかを把握できるような仕組みを設けることが適当である。

ア) プロローグ展示

- ・常設展示室の冒頭では、公文書管理制度や公文書館、アーキビストの役割・業務等について伝えるため、パネルや模型等を充実させ、様々な時代における文書の作成・保存・利用の様態などを示しながら展示を行う。

イ) 基本展示

- ・プロローグ展示に続くエリアでは、我が国の歴史や政策の成り立ちを伝えるため、時系列によって近代以降を中心に展示することを検討する。
- ・各時代について、根幹となる政治的な動きを表す公文書を、原本や複製物、デジタルコンテンツ、映像、写真などを活用して展示する。また、関連資料の展示等を通じて、時代背景や関連する主な出来事の紹介、解説を行い、理解を深められる内容とする。

ウ) テーマ別展示

- ・展示室中央部分では、テーマの中から特定のトピックを取り上げ、興味・関心に応じて、公文書やその時代背景を解説した関連資料等を自由に閲覧できる構成の展示を行う。
- ・テーマについては、一定期間ごとに新しいテーマとする手法や、広く一般の意見を聴いて検討する手法を取り入れるなど、国立公文書館の所蔵する資料やその展示が多角的な興味・関心に対応する幅広いものであることを示すことも必要である。

エ) 体験型展示

- ・ i) 国の意思決定の過程を体感することができるような展示スペース（例：閣議室、記者会見場）を置くことや、 ii) シアタールーム（例：壁面やテーブルにおいてインタラクティブな映像・音

声演出などに触れることができるスペース) を設けること、iii) 来館者が自ら検索や調査を行えるスペースを設けることを含めて検討し、来館者が自ら体験することができるような展示を行う。

③企画展示室

- ・シンボル展示室に隣接する矩形の二室を企画展示室とし、年数回のペースで様々なテーマの企画展示を行う。
- ・国立公文書館の所蔵資料による展示の企画に加え、憲政記念館、地方公文書館、海外公文書館、博物館などの機関からの借用資料や複製物等も活用し、またこれらの機関と連携した企画を行う。なお、こうした資料の貸し借りや連携企画などを通じ、外部諸機関との一層のネットワークづくりを図り、例えば海外公文書館とは特別展の企画等も含めた連携を図る。また、各地域に密着した文書を所有し、学習の観点からも大きな役割を果たす地方公文書館とは、共催での展示会や出張展示を拡充して実施する。
- ・企画展の実施に当たっては、展示のテーマに関連のある団体等に対し取材を含めた観覧の案内を行い、関心の高い層への情報提供や周知を促していくなど、ターゲットを絞った戦略的な広報を行う。
- ・また、民間との共催による企画展の実施や、SNS等によるタイムリーな情報発信、記念講演等関連イベントの効果的な実施などにより、国立公文書館を認知していない層も含め、多様な層に興味・関心を抱いてもらえる契機となるような展示を目指す。企画展のテーマ等について、広く一般や地方公文書館などから意見を募ることも考えられる。
- ・新たな国立公文書館の開館時においては、開館にふさわしい企画展を実施する。

④展示室以外のスペース

ア) 来館者用スペース

- ・カフェ利用者用のスペースや、修学旅行等団体利用者に必要なス

ペースを確保しつつ、i) 地下1階展示室への誘導案内、ii) 公文書や公文書館への関心を引くような解説ツールなどのミニ展示の実施、iii) 国立公文書館の役割やアーキビストの業務を伝える動画の上映、iv) デジタルアーカイブに触れることができる設備の設置など、様々な使用方法を検討する。その他、連携・交流スペースとしても活用を図る。

- ・なお、近接するカフェの在り方についても気軽に立ち寄れるような魅力的な場所となるよう、また売店等での記念グッズなど販売品についても、国立公文書館や展示の意義に即したものとするよう留意する。

イ) 体験支援室

- ・ i) 公文書の保存・修復の体験、ii) アーキビストの業務の体験などの体験プログラムの実施等を検討する。また、iii) 公文書のライフサイクルの学習、iv) 公文書に関連したクイズを基にした学習のほか、v) 公文書を用いたワークショップなど、様々な学習を行うことができるスペースとしても活用を検討する。その他、研修スペースとしても活用を図る。

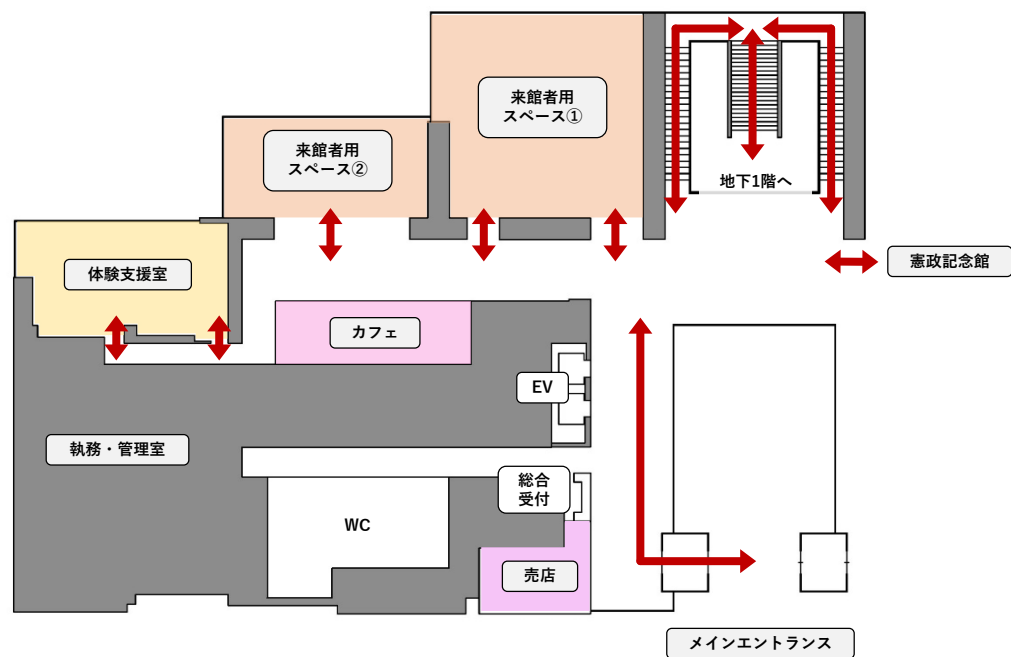
(参考1) シンボル展示室イメージ図



(参考2) 常設展示室鳥瞰イメージ図



1F



B1F

